

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」に係る意見・情報の募集」の結果について

令和6年7月

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和6年5月28日から令和6年6月28日までの期間、意見・情報の募集を実施しましたところ、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」についての意見募集結果

番号	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>電子投票による議決権行使は、書面と同様に総会日の前日までという解釈でよいのでしょうか。当日の電子投票はできないということですか。</p> <p>農水省は、組合員との対話を重視しているにもかかわらず、電子投票制度を導入するのは矛盾していないだろうか。電子投票制度を導入すると、実出席者が減少し、せつかくの対話の機会に参加する組合員が減少してしまいますのではないのでしょうか。</p> <p>仮に電子投票権が当日のみ行使できるとすると、ハイブリッド総会の開催（実開催と遠隔地でのWEBを通じた開催）が可能となるという解釈で良いのでしょうか</p>	<p>電磁的方法による議決権行使の期限は、総会の日時の直前の業務時間の終了時（招集通知において別途議決権行使の期限を定めるときは、そのとき）とされており（農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号。以下「農協法規則」という。）第76条第1項第1号・第160条第3号ロ）、今般追加されるウェブ電子投票についても同様の取扱いとなります。</p> <p>組合の業務運営を行うに当たって組合員との徹底的な対話を行っていただくことは重要なことと考えています。</p> <p>一方、今般の省令改正は、組合が定款で定めることにより、電磁的方法による議決権行使の方法として、ウェブ電子投票を用いることができるようにするものであり、ウェブ電子投票を導入するかどうかは、組合の判断に委ねられています。</p> <p>ウェブ電子投票による議決権行使の導入の検討に当たっても、組合と組合員がよく話し合っていただくことが重要であると考えています。</p> <p>なお、いわゆるハイブリッド総会については、従前より可能なものと整理しております。</p> <p>（総会運営等に係るQ&A Q5-3を御参考になさってください。 https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/attach/pdf/index-7.pdf）</p>
2	<p>国会議員や都道府県議会議員や市町村議会議員や各首長の通常の選挙でも、WEB投票はまだ行われていない。中長期的に見ても人口減少や職員の高齢</p>	<p>ウェブ電子投票における本人確認の方法やセキュリティ対策は重要であり、対策を行った上で導入することが必要であると考えています。</p> <p>一方、今般の省令改正は、ウェブ電子投票の活用が社会的に広がって</p>

	<p>化や人手不足や職員の疲弊もあり、効率化も将来的には検討していくべきだが、不正の温床や公平正の担保のために、重用事項の決定には、通常総代会や書面による記名押印の投票が望ましいと思われるので WEB 投票を行うには慎重にすべきだと思っております。昨今、JA の広域合併により、1 県 1JA の構想が進んでいますが、職員と組合員の関係が希薄になると思われるので、少し手間ですが、重用事項の決定はきちんと総代会、総会を開き、最低でも、書面で押印記名の投票も検討していただければいいと思われます。WEB 投票の効率化を否定するものではなく、アンケートなどは WEB 投票でもかまわないと思われます。また、医師歯科医師の役員兼任は慎重に行われるべきですが、認めても差し支えないと思われます。ただ人選の際に選考基準を厳格にし、不正を行いそうな人は選考の段階で外すべきだと思われます。</p>	<p>る中で、組合運営の合理化・組合員の議決権行使の利便性向上のため、組合が定款で定めることにより、電磁的方法による議決権行使の方法として、ウェブ電子投票を用いることができるようにするものであり、ウェブ電子投票を導入するかどうかは、組合の判断に委ねられています。</p> <p>ウェブ電子投票による議決権行使の導入の検討に当たっては、組合と組合員がよく話し合っていただくことが重要であると考えています。</p>
3	<p>電子投票を採用する場合、定款例第 47 条の書面または代理人による決議の文章に「電子投票による議決権」が追加されるのでしょうか。</p> <p>農協法施行細則の業務報告書様式では、現在、総会の開催状況で「実出席」と「書面」、「代理人」しか区分がありませんが、新たに「電子投票」が追加されるのでしょうか。</p>	<p>定款例については、全国農業協同組合中央会において定められておりますので、全国農業協同組合中央会にお問い合わせください。</p> <p>総会の開催状況に係る業務報告書様式については、御指摘を踏まえ、「電磁的方法」による出席数を記入する欄を追加するとともに、議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない組合にあっては、当該欄を除いて記載する旨、記載上の注意を追記いたします。</p> <p>電磁的方法による議決権行使の期限は、総会の日時の直前の業務時間の</p>

<p>電子投票による議決権行使期間は、「総会の前日まで」、「総会の当日」いずれでしょうか。</p> <p>電子投票の採用にはシステム整備が不可欠ですが、農水省による法整備に基づく対応であるため、整備費用には予算措置が担保されるのでしょうか。</p>	<p>終了時（招集通知において別途議決権行使の期限を定めるときは、そのとき）とされており（農協法規則第76条第1項第1号・第160条第3号ロ）、今般追加されるウェブ電子投票についても同様の取扱いとなります。</p> <p>今般の省令改正は、組合が定款で定めることにより、電磁的方法による議決権行使の方法として、ウェブ電子投票を用いることができるようにするものであり、ウェブ電子投票を導入するかどうかは、組合の判断に委ねられています。</p> <p>また、農林水産省による予算措置がされるものではありません。</p>
--	---